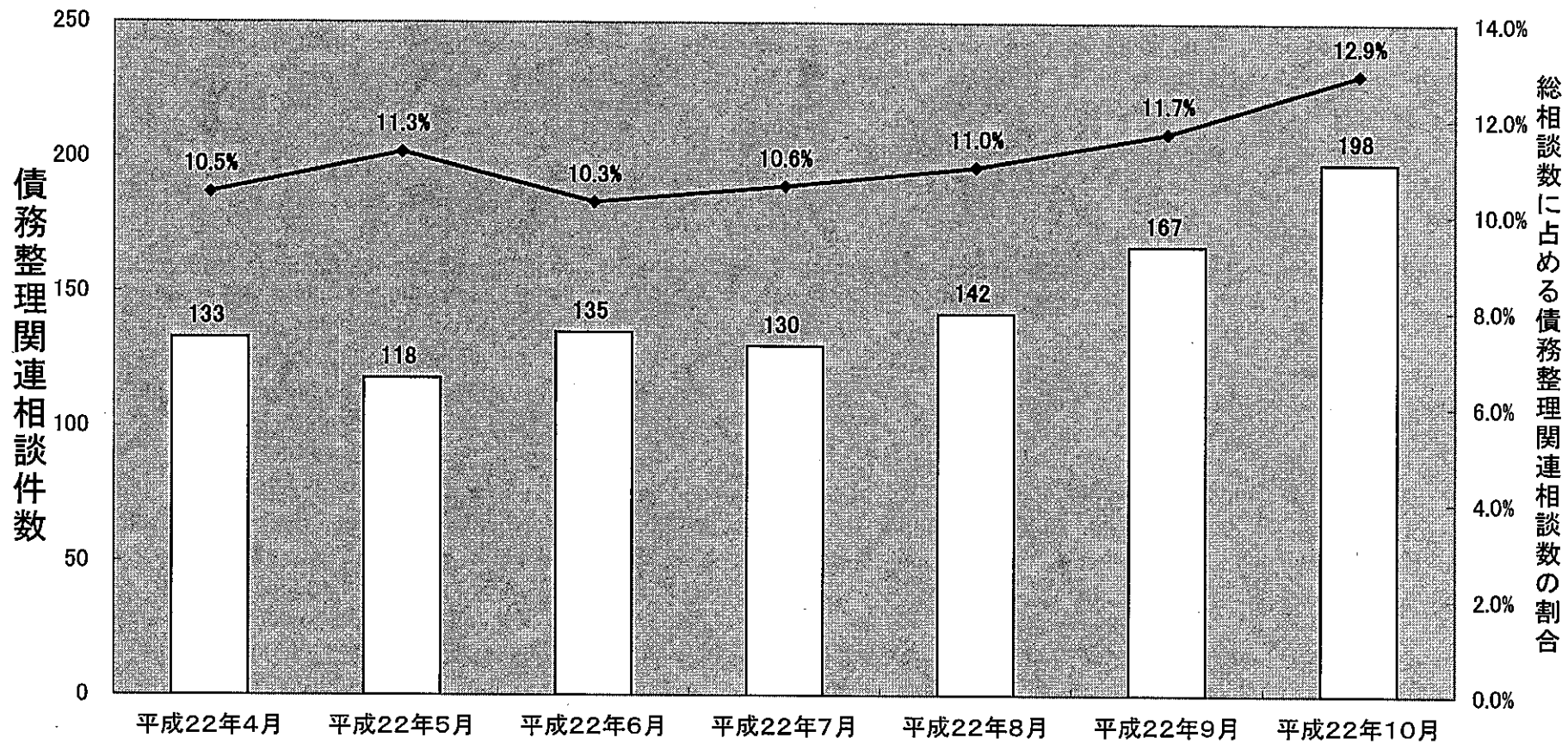


法テラスコールセンター対応のための 司法書士電話相談センターにおける 債務整理関連相談件数の推移(連合会受付分)



司法書士会多重債務相談窓口

司法書士会	連絡先	備考
札幌司法書士会		(受付は月-金 9:00-17:00)
札幌地区	011-272-9035	
滝川地区	0125-23-7737	
苫小牧地区	0144-33-8885	
小樽・余市地区	0134-62-6734	
岩見沢地区	0126-20-2575	
日高地区	01463-2-3538	
室蘭地区	0143-46-8585	
函館司法書士会		
函館司法書士総合相談センター	0138-27-2345	函館市千歳町21-18 桐朋会館3F
旭川司法書士会		
司法書士会総合相談センター・あさひかわ	0166-51-7837 (予約電話)	旭川市6条通り8丁目 遠野ビル3F 毎週火曜・木曜日 17時~19時
釧路司法書士会	0154-42-8650	
宮城県司法書士会		
総合相談センター	022-221-6870 022-263-6755	電話相談 面接相談要予約
福島県司法書士会		
福島司法書士総合相談センター	024-533-5539	
郡山司法書士総合相談センター	024-946-5556	
あいづ司法書士総合相談センター	0242-22-0189	
白河司法書士総合相談センター	0248-23-1785	
いわき司法書士総合相談センター	0246-62-3210	
相双司法書士総合相談センター	0244-24-0428	
山形県司法書士会		
山形県司法書士総合相談センター	023-642-3434	
岩手県司法書士会		
岩手県司法書士総合相談センター	019-623-3355	
秋田県司法書士会		
秋田県司法書士会司法書士総合相談センター	018-824-0055	予約専用電話
青森県司法書士会		
青森県司法書士会総合相談センター	0120-940-230	
東京司法書士会		
東京司法書士会総合相談センター	◇面談相談(予約制) 03-3353-9205	16時-19時(月・水・金) 17時-20時(火・木) 13時-16時(土) *年末・年始・祝日は除く
	◆司法書士ホットライン ①03-3353-2700 ②042-540-0663	①12時-15時(月-金) ②17時-20時(月・火・金) *年末・年始・祝日は除く ※H22年7月より ①12時-15時⇒10時-16時へ変更予定あり。
東京司法書士会墨田総合相談センター	◇面談相談(予約制) 03-3353-9205	17時-20時(月・火) 17時-20時(水) *年末・年始・祝日は除く
東京司法書士会三多摩総合相談センター	◇面談相談(予約制) 042-548-3933	17時-20時(水・木) *年末・年始・祝日は除く

司法書士会多重債務相談窓口

司法書士会	連絡先	備考
神奈川県司法書士会		
電話相談（無料相談）	045-641-1389	月-金 13:00-16:00
	045-641-6110	月-金 16:00-19:00
	044-431-0026	月-金 13:00-16:00
面談相談（無料相談：要予約）	予約受付 045-641-1439	
神奈川県司法書士会館	毎週木曜日	10:00-12:00 13:00-16:00
司法書士総合相談センターかわさき	毎週水曜日 毎週火曜日・土曜日	17:30-20:30 13:00-16:00
定例ヤミ金相談	毎月第3木曜日	16:00-19:00
特別相談会（面談・電話）無料相談 「改正貸金業法施行相談及びヤミ金相談ダイヤル（仮称）」		
開催日時 平成22年6月21日（月）-23日（水）3日間		
開催場所 神奈川県司法書士会会館（司法書士総合相談センターかながわ相談室）		
面談相談ご希望の場合 ⇒ 予約優先制 事前予約は045-641-1439で受付		
電話相談ご希望の場合 ⇒ 相談用電話番号へ時間内にお電話ください。		
相談用電話番号は045-641-2355です。		
埼玉司法書士会		
埼玉司法書士会浦和総合相談センター	048-838-7472	
埼玉司法書士会熊谷総合相談センター	048-521-9107	
埼玉司法書士会越谷総合相談センター	048-962-0226	
埼玉司法書士会所沢総合相談センター	04-2931-8880	
改正貸金業法110番 電話相談	048-872-8055 （当日のみ）	平成22年8月7日（土） 10時から16時
【問い合わせ】埼玉司法書士会 048-863-7861		
千葉司法書士会		
常設の相談窓口	043-204-8333	
キャンペーン期間中（特設）	043-243-4144 043-243-4104	実施期間（12日間） 平成22年6月14日-25日（15:00-19:00）
茨城司法書士会		
	029-225-0111	（受付のみ）
司法書士総合相談センター茨城	029-224-5155	（受付のみ）
司法書士総合相談センター茨城 電話相談	029-212-4500 029-212-4515	
栃木県司法書士会		
栃木県司法書士会総合相談センター	来館又は 028-651-5008	毎週土曜日 10:00-15:00
上記に関する問い合わせ 平日・栃木県司法書士会(028-614-1122)		
群馬司法書士会		
群馬司法書士会多重債務無料相談会 （面談・電話） 場所：群馬司法書士会（前橋市本町1-5-4）	027-221-0156 相談電話番号 027-221-0150 027-221-0156	月-金 平日 午前10時-午後4時 平成22年7月31日（土）10:00-16:00 【問い合わせ先】 群馬司法書士会 ☎027-224-7763
静岡県司法書士会		
司法書士総合相談センターしずおか	054-289-3704	【開催場所】 静岡県司法書士会（駿河区稲川1-1-1） 【日 時】 平日の2時から5時まで 【予約・問い合わせ先】 担当：松本 ☎：054-289-3700
山梨県司法書士会		
山梨県司法書士会総合相談センター	055-253-2376	無料相談会（面談のみ） 毎週金曜日 18時-20時
長野県司法書士会		
クレサラ・悪質商法110番	026-233-4110	月-金 平日（祝日を除く） 午後1時-午後4時
電話による無料相談（必要に応じて、受託会員も紹介します。）		
新潟県司法書士会		
多重債務ホットライン	025-225-9333	平日10:00-12:00 13:00-16:00

司法書士会多重債務相談窓口

司法書士会	連絡先	備考
愛知県司法書士会		
愛知県司法書士会電話ガイド	050-3533-3707	平日 午前10時-午後4時
特設ライター相談	050-3533-3707	6月17日(木)~18日(金) 午後4時~午後10時まで
面接相談予約制(有料) 1時間以内 5,250円		
名古屋総合相談センター	052-683-6686	予約受付 平日 午前10時-午後3時 <相談日>水曜日 午後4時-午後7時 土曜日 午前10時-正午 午後1時-午後3時
西三河総合相談センター	0564-58-0318	予約受付 平日 午前10時-正午 午後1時-午後3時 <相談日>水曜日 午後1時-午後4時
東三河総合相談センター	0532-54-5665	予約受付 平日 午前10時-午後3時 <相談日>水曜日 午後1時-午後4時
一宮総合相談センター	0586-28-4838	予約受付 平日 午前10時30分-正午 午後1時-午後3時 <相談日>水曜日 午後1時-午後4時
半田総合相談センター	0569-32-8896	予約受付 平日 午前10時-午後4時(木曜日を除く) <相談日>土曜日 午後1時-午後4時
※祝日は相談・予約受付は行っていません		
三重県司法書士会		
改正貸金業法対応キャンペーン無料相談会		
①無料相談会(面談・電話) 6月20日(日) 午前10時-午後3時	059-227-5530 (特設電話)	三重県司法書士会館
②無料相談週間 6月18日(金)から7月2日(金)までの2週間 平日 午前10時-午後5時	059-221-5553	三重県司法書士会総合相談センター
岐阜県司法書士会		
058-248-1715		
福井県司法書士会		
福井県司法書士会総合相談センター	0776-30-0771	
「これからどうなる?改正貸金業法完全施行 多重債務相談強化キャンペーン」 実施時期 平成22年6月18日(金)~9月30日(木)	総合相談センターを窓口として相談受付(☎0776-30-0771) *受付時間:月曜日~金曜日の午前10時~12時・午後1時~3時 【問い合わせ先】 電話番号:0776-30-0001	
石川県司法書士会		
石川県司法書士総合相談センター へるぶねっといしかわ	076-292-8133 月-金 10:00-16:00(土・日・祝日一般の休日を除く) 076-291-7070	電話相談 面接相談予約問合わせ 毎週水曜日18:00-20:00(要予約)
富山県司法書士会		
電話相談	076-445-1577	平日10:00-12:00 13:00-16:00
面接相談予約電話	076-445-1620	毎月第2土曜日 会場 本町1-1 富山
大阪司法書士会		
1. 司法書士総合相談センター(面談相談、予約制)	06-6943-6099	予約受付時間 平日10:00-16:00
(1)司法書士総合相談センター北 相談場所:大阪市北区西天満4丁目7番1号 北ビル1号館2階 202号室 相談日時:毎週月-金曜日(祝日除く)13:30~16:30		
(2)司法書士総合相談センター堺 相談場所:堺市堺区新町3番4号 定久司法ビル2階 相談日時:毎週月-金曜日(祝日除く)13:30-16:30		
(3)司法書士総合相談泉佐野 相談場所:泉佐野市上町3丁目11番48号 泉佐野駅前すぐ 泉佐野市消費生活センター内 相談日時:毎週水曜日(祝日除く)13:30-16:30 対 象:大阪府在住、在勤、在学の方		
2. クレジット・サラ金ホットライン(電話相談、予約不要)		
相談日時:毎週水曜日 13:00-19:00 相談電話番号:06-6941-5758		

司法書士会多重債務相談窓口

司法書士会	連絡先	備考
京都司法書士会	075-255-2566	
兵庫県司法書士会		
兵庫県司法書士会総合相談センター (面談による多重債務無料相談)	予約・問い合わせ 078-341-2755	場所：兵庫県司法書士会館 神戸市中央区楠町2-2-3 日時：毎週火・金曜日(祝日除く) 17:00~19:00(予約制) 他県下に24ヶ所に相談会場設置
奈良県司法書士会	0742-22-6677	
滋賀県司法書士会		
司法書士総合相談センター大津	077-527-5545	
司法書士総合相談センター彦根	077-527-5576	
和歌山県司法書士会		
和歌山	073-422-4272	
田辺	0739-26-3816	
広島司法書士会		
広島司法書士会総合相談センター	082-511-7196	月-金 12時-15時 ※祝日を除く
広島司法書士会福山総合相談センター	084-926-4654	月・水・金 13時-15時 火・木 17時-19時 土 10時-12時 ※祝日を除く
広島司法書士会北部総合相談センター	0824-63-2217 (面談予約受付専用)	月-金 9時-17時 ※祝日を除く
改正貸金業法完全施行に伴う「多重債務 無料相談会」～借りることより相談を～		
開催日時 6月19日(土) 10:00~17:00 6月20日(日) 10:00~17:00	広島司法書士会 総合相談センター(面談相談：要予約) 広島市中区上八丁堀6番69号 広島司法書士会館1階 ・ 市内電車/縮景園前下車徒歩4分 ・ 市内バス/検察庁前下車徒歩3分	
お問い合わせ先 広島司法書士会 事務局 広島市中区上八丁堀6番69号 TEL 082-221-5345(代) (月)~(金) 9時~17時まで	予約申込 ☎082-511-7196 受付時間(月)~(金) 12時~15時まで	
*相談者の秘密は厳守いたします。	広島司法書士会 福山総合相談センター(面談相談：要予約) 福山市若松町7番7号 尾崎ビル1階(裁判所正門前) ・ 中国バス/福山駅 6番のりば「府中行き」三吉町バス停下車徒歩3分 ・ 井笠バス/福山駅 13番のりば「井原行き」三吉町バス停下車徒歩3分	
	予約申込 ☎084-926-4654 受付時間(月)(水)(金) 13時~15時まで/(火)(木) 17時~19時まで	
	広島司法書士会 北部総合相談センター(面談相談：要予約) 三次市十日市町西6丁目10番45号 みよしまちづくりセンター内 ・ JR三次駅から徒歩20分 ・ 中国自動車道 三次インターチェンジから車で10分	
	予約申込 ☎0824-63-2217 受付時間(月)~(金) 9時~17時まで	
	【電話相談】☎082-511-7196(予約不要)	
山口県司法書士会	083-924-5220	083-921-0475 (fax)
岡山県司法書士会		
おかやま総合相談センター	086-224-2334	
つやま総合相談センター	0868-24-2333	
くらしき総合相談センター	086-435-3533	
鳥取県司法書士会		
無料電話相談	0857-27-4168	毎週月-金 13:00-16:00(祝祭日を除く)
島根県司法書士会		
相談事業部長 司法書士 中西和之事務所	0852-23-8094	
香川県司法書士会		
香川県司法書士総合相談センター	087-821-5701	

司法書士会多重債務相談窓口

司法書士会	連絡先	備考
徳島県司法書士会		
司法書士徳島総合相談センター	088-657-7191	相談予約専用電話 (直接の相談はできません)
司法書士徳島西総合相談センター	0883-53-0112	
司法書士徳島南総合相談センター	0884-22-5630	
高知県司法書士会		
高知県司法書士会総合相談センター	088-825-3143	
愛媛県司法書士会		
愛媛県司法書士総合相談センター	089-941-1263	
福岡県司法書士会		
福岡東総合相談センター	092-663-5055 (火)	平日の10時-16時に司法書士の紹介 ()の曜日の18時-20時に 電話相談を行っています。
福岡西総合相談センター	092-852-7150 (木)	
福岡南総合相談センター	092-918-5264 (金)	
筑後総合相談センター	0942-32-6840 (火)	
北九州総合相談センター	093-571-0125 (月・木)	
筑豊京築総合相談センター	0947-44-2530 (水)	
佐賀県司法書士会	0952-29-0635	
長崎県司法書士会	095-823-4895	
大分県司法書士会		
大分県司法書士会司法書士総合相談センター	097-533-4110	【無料相談】 毎週木曜日13:00-16:00 面談・電話(面談は予約を要す)
受付・案内 月-金 10:00-15:00		
熊本県司法書士会		
クレ・サラ110番	096-364-0800	
鹿児島県司法書士会	099-256-0335	無料相談予約又は事務所の紹介
宮崎県司法書士会		
司法書士ホットライン	0120-969657	
司法書士総合相談センター	0985-28-8538	
沖縄県司法書士会	098-867-3577	

司法書士会による株式会社武富士の破綻に伴う相談対応について

20101014現在

全国の司法書士会において、株式会社武富士の破綻に伴う相談対応をしております。
詳しくは、お住まいの都道府県の司法書士会ホームページをご覧ください。司法書士会までお問い合わせください。

司法書士会名	ホームページURL	郵便番号	住所	電話番号
札幌司法書士会	http://www.sihosyosi.or.jp/	060-0042	札幌市中央区大通西 13-4	011-281-3505
函館司法書士会	http://www.h-shiho.com/	040-0033	函館市千歳町 21-13 桐朋会館内	0138-27-0726
旭川司法書士会	http://www.asa-s.jp/index.html	070-0901	旭川市花咲町 4	0166-51-9058
釧路司法書士会	http://www.muratasystem.or.jp/~kazmori/kushiro/index.htm	085-0833	釧路市宮本 1-2-4	0154-41-8332
宮城県司法書士会	http://www.miyashikai.jp/	980-0821	仙台市青葉区春日町 8-1	022-263-6755
福島県司法書士会	http://fk-shiho.com/	960-8022	福島市新浜町 6-28	090-6455-7830 受付時間(平日) 18時-20時
山形県司法書士会	http://www.yamagata-shiho.jp/	990-0041	山形市緑町 1-4-35	023-623-7054
岩手県司法書士会	http://iwate-shihoshokai.jp/	020-0015	盛岡市本町通 2-12-18	019-622-3372
秋田県司法書士会	http://www.akita-shiho.or.jp/index.shtml	010-0951	秋田市山王 6-3-4	018-824-0187
青森県司法書士会	http://www.aomori-shihoshoshi.or.jp/	030-0861	青森市長島 3-5-16	017-776-8398
東京司法書士会	http://www.tokyokai.or.jp/	160-0003	新宿区本塩町 9-3 司法書士会館2F	03-3353-9205 受付時間(平日) 9時-17時
神奈川県司法書士会	http://www.shiho.or.jp/	231-0024	横浜市中区吉浜町 1	045-641-1372
埼玉司法書士会	http://www.saitama-shihoshoshi.or.jp/	330-0063	さいたま市浦和区高砂 3-16-58	048-863-7861
千葉司法書士会	http://chiba.shihoshokai.or.jp/	261-0001	千葉市美浜区幸町 2-2-1	043-204-8333
茨城司法書士会	http://www.ibashi.or.jp/index.html	310-0063	水戸市五軒町 1-3-16	029-225-0111
栃木県司法書士会	http://www.tochigi-shihou.com/	320-0848	宇都宮市幸町 1-4	028-614-1122
群馬司法書士会	http://www.sunfield.ne.jp/~shihou/	371-0023	前橋市本町 1-5-4	027-221-0156 受付時間(月-金) 10時-16時
静岡県司法書士会	http://tukasanet.jp/	422-8062	静岡市駿河区稲川 1-1-1	054-289-3704 受付時間 9時-21時
山梨県司法書士会	http://www.yamanashi-shiho.or.jp/	400-0024	甲府市北口 1-6-7	055-253-6900
長野県司法書士会	http://www.na-shiho.or.jp/	380-0872	長野市妻科 399	026-233-4110 受付時間(月-金) 13時-16時
新潟県司法書士会	http://niiigata-shiho.net/	951-8063	新潟市中央区古町通十三番町 5160	025-228-1589 受付時間(平日) 10時-12時 13時-16
愛知県司法書士会	http://www.ai-shiho.or.jp/	456-0018	名古屋市熱田区新尾頭 1-12-3	052-683-6683
三重県司法書士会	http://mie-shihou.jp/	514-0036	津市丸之内養正町 17-17	059-224-5171
岐阜県司法書士会	http://www.gifu-shihoushoshi.or.jp/	500-8114	岐阜市金蔵町 5-10-1	058-246-1568
福井県司法書士会	http://www.fukuishiho-shoshi.or.jp/	910-0005	福井市大手 3-15-12 フェニックスビル5F	0776-30-0001
石川県司法書士会	http://www.0762917070.or.jp/	921-8013	金沢市新神田 4-10-18	076-291-7070
富山県司法書士会	http://www.toyama-shiho-shoshi.org/	930-0008	富山市神通本町 1-3-16 エスポワール神通3F	076-445-1576 受付時間(月~金) 10時-12時 13時-16

司法書士会名	ホームページURL	郵便番号	住所	電話番号
大阪司法書士会	http://www.osaka-shiho.or.jp/	540-0019	大阪市中央区和泉町 1-1-6	06-6943-6099 受付時間(平日) 10時-16時
京都司法書士会	http://www.siho-syosi.jp/	604-0973	京都市中京区柳馬場通夷川上ル 5-232-1	075-241-2566 受付時間(平日) 9時-17時
兵庫県司法書士会	http://www.hyogo-shihoushoshi.jp/	650-0017	神戸市中央区楠町 2-2-3	078-341-6554
奈良県司法書士会	http://narashihou.or.jp/	630-8325	奈良市西木辻町 320-5	0742-22-6677
滋賀県司法書士会	http://www.sigakai.com/	520-0056	大津市末広町 7-5 滋賀県司調会館2F	相談センター(大津) 077-527-5545 相談センター(彦根) 077-527-5576
和歌山県司法書士会	http://wakayama-shiho.net/	640-8145	和歌山市岡山丁 24番地	073-422-0568
広島司法書士会	http://www.shiho-hiro.jp/	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-69	082-221-5345
山口県司法書士会	http://homepage3.nifty.com/shiho-yama/	753-0048	山口市駅通り 2-9-15	
岡山県司法書士会	http://www.okayama-shiho.com/	700-0816	岡山市北区富田町 2-9-8	086-226-0470 受付時間(月-金) 17時-19時
鳥取県司法書士会	http://homepage2.nifty.com/tottori-shihoshoshi/	680-0022	鳥取市西町 1-314-1	0857-24-7013
島根県司法書士会	http://www.ssla.jp/	690-0884	松江市南田町 26	0120-114-234 受付時間(月~金) 12:30-15:30
香川県司法書士会	http://www.kagawa-shiho.com/	760-0022	高松市西内町 10-17	087-821-5701
徳島県司法書士会	http://toku-shihoushosi.jp.org/	770-0808	徳島市南前川町 4-41	088-622-1865
高知県司法書士会	http://www.kochi0888253131.com/	780-0928	高知市越前町 2-6-25 高知県司法書士会館	088-825-3143 受付時間(平日) 8:30-17:00
愛媛県司法書士会	http://www.shiho-shoshi-ehime.or.jp/	790-0062	松山市南江戸 1-4-14	089-941-8065
福岡県司法書士会	http://www.fukuokashihoushoshi.net/	810-0073	福岡市中央区舞鶴 3-2-23	092-722-4131 受付時間(平日) 10時-16時
佐賀県司法書士会	http://www.sagashiho.jp/	840-0833	佐賀市中の小路 7-3	0952-29-0626
長崎県司法書士会	http://www.shoshikai-nagasaki.com/	850-0032	長崎市興善町 4-1 興善ビル8F	095-823-4895
大分県司法書士会	http://homepage1.nifty.com/jsa_ohita/	870-0045	大分市城崎町 2-3-10	097-533-4110
熊本県司法書士会	http://www.kumashi.jp/	862-0971	熊本市大江 4-4-34	096-364-2889
鹿児島県司法書士会	http://www.shihou-kagoshima.or.jp/	890-0064	鹿児島市鴨池新町 1-3 司調センタービル3F	099-256-0335
宮崎県司法書士会	http://homepage2.nifty.com/miyazaki-shiho/	880-0803	宮崎市旭 1-8-39-1	0985-28-8538
沖縄県司法書士会	http://www.okinawa-shiho-shoshi.net/	900-0006	那覇市おもろまち 4-16-33	098-867-3526

債務整理事件の処理に関する指針

(平成21年12月16日 理事会決定)

改正 平成22年5月27日

(目的)

第1 この指針は、司法書士の行う債務整理事件処理が債務者の生活再建に重要な役割を果たしていることから、債務整理事件における司法書士の不適切な事件処理を防止し、もって深刻な社会問題となっている多重債務問題の解決に資することを目的として、債務整理事件の処理にあたり配慮すべき事項を定めるものである。

(定義)

第2 この指針における用語の意味は、次のとおりである。

- (1) 債務整理事件 金銭の貸付けを業とする者、立替払いを業とする者、信用供与を業とする者又はこれらに類する者に対して債務を負担する者から受任又は受託する任意整理事件、特定調停事件、過払金返還請求事件、破産申立事件、民事再生事件及びこれに類する事件
- (2) 依頼者 債務整理事件について司法書士に委任若しくは委託しようとする者又はしている者

(基本姿勢)

第3 債務整理事件の処理にあたっては、依頼者の生活再建を目指すことを常に念頭に置き、必要に応じて行政サービス等を受ける機会を確保するなど、依頼者の生活再建のための方策を講じるものとする。

(広告)

第4 債務整理事件に関して、品位又は信用を損なうおそれのある広告宣伝又は有利な結果を保証するような内容の広告宣伝を行ってはならない。

(面談)

第5 債務整理事件の依頼を受けるにあたっては、依頼者又はその法定代理人と直接面談して行うものとする。ただし、次に掲げる場合等合理的理由の存する場合で面談以外の方法によって依頼者本人であることの確認及びその意向が確認できるときは、この限りでない。

- (1) 従前から面識がある場合
- (2) 依頼者が現に依頼を受け又は受けようとしている者の保証人（連帯保証人を含む。）である場合で、債権者の厳しい取り立てを速やかに中止させる必要があるとき
- (3) 依頼者が離島などの司法過疎地に居住する場合で、債権者の厳しい取り立てを速やかに中止させる必要があるとき

2 面談においては、負債の状況、資産及び収入の状況並びに生活の状況等の現状を具体的に聴

き取り、依頼者の置かれた状況を十分に把握したうえで、債務整理事件処理及び生活再建の見通しを説明するものとする。

(依頼者の尊重)

第6 債務整理事件の依頼を受けるにあたり、又はこれを処理するにあたっては、依頼者の意向を十分に聴き取り、依頼者の自己決定を尊重しなければならない。

2 依頼者が適切に手続を選択できるよう各手続の内容をできるだけわかりやすく説明し、依頼者の意向に添う処理が困難と思われる場合には、依頼者の理解が得られるよう書面を示すなどして丁寧に説明するものとする。

(業務範囲の説明)

第7 債務整理事件の依頼を受けるにあたっては、簡裁訴訟代理等関係業務及び裁判書類作成関係業務についての業務範囲を明確にする等、依頼を受ける業務の内容及び範囲を説明するものとする。

(本人訴訟支援のあり方)

第8 依頼者から裁判書類作成関係業務の依頼を受ける場合には、簡裁訴訟代理等関係業務との相違点を依頼者に十分説明し、依頼者が適切に訴訟行為を遂行できるように助力しなければならない。

(不利益の説明)

第9 債務整理事件の依頼を受けるにあたっては、依頼者に対し、次に掲げるものの他、不利益が発生する可能性がある事項を説明するものとする。

- (1) 信用情報機関に事故登録される可能性があること
- (2) 破産の場合には資格制限があること
- (3) 不動産の所有権を失う可能性があること
- (4) 自動車等の所有権が留保されている物件の占有を失う可能性があること

(報酬及び委任契約)

第10 債務整理事件の依頼を受けるにあたっては、事件処理に係る報酬額又はその算定方法及び費用を明らかにした書面を提示したうえで、報酬に関して十分に説明しなければならない。

2 債務整理事件を受任又は受託したときは、受任又は受託する内容を明らかにした契約書を作成し、その内容を十分に説明した上で、前項の報酬額又はその算定方法及び費用を明らかにした書面とともに依頼者に交付しなければならない。

3 依頼者が民事法律扶助制度における資力要件に該当する場合には、民事法律扶助制度を教示して、依頼者がこれを利用するか否かについて選択の機会を与えたうえで、その意向を十分に考慮するものとする。

(偏った事件処理の禁止)

- 第11 債務整理事件を処理するにあたっては、合理的な理由がないにもかかわらず、依頼者の他の債務の有無を聴取しないで、又は依頼者に他の債務があることを知りながら、過払金返還請求事件のみを処理するなどしてはならない。
- 2 正当な理由なく裁判書類作成関係業務の依頼を拒否してはならない。

(進捗状況の報告)

- 第12 債務整理事件の処理にあたっては、依頼者に対し、定期的に、又は必要に応じて処理状況を報告しなければならない。
- 2 過払金の返還を受けるなど、依頼者のために金品を受領した場合は、速やかに依頼者に報告しなければならない。
- 3 債務整理事件の処理が終了したときは、その経過及び結果を遅滞なく依頼者に報告しなければならない。

(費用・報酬の精算)

- 第13 債務整理事件が終了したときは、遅滞なく、費用の精算をし、依頼者から預かった書類及び依頼者のために取得又は受領した書類等を返還するものとする。

(事件終了後の支援)

- 第14 債務を分割して弁済することとなった場合その他依頼者の生活再建の支援が必要となった場合には、適宜面談するなどして、適切な助言ができるよう努めるものとする。

司法書士が行う債務整理事件処理の手順

一般的な債務整理事件処理の流れを以下に示しますので、司法書士に対して事件を依頼するときの参考にしてください。

※ここで示す手続の流れは、あくまでも一般的なものです。債務整理は、依頼者の生活や債務の状況などによりその対応は様々であり、場合によっては、債務整理より優先すべき事項もありますので、手続きの進め方も依頼者ごとに異なります。したがって、依頼をする方の事情によって、司法書士によって事件処理の流れは変わることがありますので、ここで示すものを参考にして実際に相談する司法書士から詳しい説明を受けてください。

※また、「任意整理」、「破産」、「個人民事再生」など各種手続によって、事件処理の流れは異なりますので、それぞれの手続きの流れについては、依頼の際に司法書士から詳しい説明を受けてください。

アポイントメント

○相談や業務の依頼を受ける場合は、事前に面談日時や必要な書類などについて打ち合わせをします。



相 談

- 司法書士が直接面談して、生活や債務の状況などの事情を聞きます。
- 「債務整理の方法」、「生活再建の見通し」、「各種手続きの内容」、「債務整理手続を行った場合に考えられる不利益」その他をわかりやすく説明します。
- 司法書士には守秘義務が課せられており、相談に来られたこと及び相談内容は第三者に漏らすことはありません。



委任契約の締結

○債務整理の依頼を受ける場合は、依頼者が納得されるよう十分説明をした上で、

依頼の内容を明らかにした契約書などを取り交わします。

- 依頼を受けるに際しては、民事法律扶助制度に関する説明をします。ただし、制度を利用するためには定められた要件を満たす必要があります。
- 依頼を受ける際には、報酬の計算方法を書面にて説明し、できる限り具体的な額を提示します。
- 報酬及び実費については、依頼を受ける際や手続きの途中でお支払いいただくことがあります。費用の支払いは分割によることも可能な場合がありますので、ご相談に応じます。
- 依頼を受ける際には手続きの流れを説明します。また、司法書士の代理権の範囲など、司法書士が行う業務について説明します。
- 取り交わした契約書及び報酬の計算方法を説明した書面は、依頼者に対して交付します。
- 依頼を受けた後は必要に応じて連絡をしますので、連絡方法を伝えてください。連絡が取れなくなると、委任契約を解除しなければならない場合もあります。



債務整理方針の決定

- 依頼者が負担している全ての債務を把握するため債権者に対する調査を行い、債務額を確認し、家計収支をもとに具体的な債務整理の方針を決めます。
- 方針を決める際には、改めて書類が必要となる場合がありますし、生活や債務の状況を改めて確認することもあります。
- 方針を決める際には、依頼者の意向を尊重し、方針について依頼者に十分説明します。ただし、依頼者の生活再建を考えた場合に、事案によっては意向に沿うことが困難なこともあります。



中間報告

- 手続きの進行状況に応じて、適宜報告をします。
- 債権者の貸金業者が複数ある場合、債権者によって手続きの進行状況が異なることがあります。この場合には、相手方ごとに状況を報告します。
- 手続きの進行状況でわかりにくいことがあれば、いつでも説明をします。
- 手続きの進捗状況や貸金業者との交渉の状況によって、面談を何度か行うこともあります。
- 和解契約の締結、訴訟の提起、債務整理の方針の変更に際しては、依頼者に対し

- て十分な説明を尽くし、依頼者の意向を確認します。
- 過払金の返還を受けた場合には、中間清算が出来ることもありますので相談に応じます。なお、依頼者の預かり金は別口座を作るなどして慎重に管理します。
 - 事案によっては、手続きの期間が相当長期にわたることもあり、また各種手続きにより終了時期が異なりますので、あらかじめ説明をします。



終了報告

- 手続きが終了した場合はその報告を行います。
- 報告にあたっては、依頼を受ける際に説明した報酬や手数料の計算方法をもとに、報酬の総額と内訳について、改めて説明します。
- 手続きにあたり預かった書類は返還し、預かった金銭は精算します。
- 和解書、調停調書、判決書などはその原本を返還します。
- 金銭の精算をする場合は、報酬、その他の実費などの明細をわかりやすく記載した精算書と領収書を交付して説明をします。
- 依頼者が残債務の分割返済を行う場合は、返済方法などを十分に説明します。



終了後の相談

- 残債務を分割で返済する場合は、原則として依頼者が和解契約や再生計画に基づいて返済をすることになります。この場合、司法書士が返済の管理をすることも可能ですので、個別に相談に応じます。
- 生活状況などの変化によって、分割返済が難しくなった場合は相談に応じます。
- 生活状況の変化ややむを得ない事情によって返済が不可能となった場合には、新たな債務整理手続を行わなければならないこともあります。その場合は、再度依頼を受けるための契約を取り交わします。

※司法書士の業務に対する苦情・問い合わせは、[こちら](#)へ